

第 101 回安来市議会定例会 6 月定例会議

総務企画委員長報告

令和 5 年 6 月 19 日

去る 6 月 1 日に開議されました本会議において本委員会に付託されました議案 1 件及び陳情第 3 号について、6 月 12 日に審査を行いましたので、その結果並びに経過をご報告いたします。

はじめに、審査結果については、

「議第 91 号 安来市新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」

は、全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

「陳情第 3 号 インボイス制度実施中止についての陳情書」

は、不採択すべきものと決しました。

続いて、審査の経過について主なものを申し上げます。

はじめに、「議第 91 号」では、委員より「名称変更が主な内容と考えるが、特殊勤務手当の内容について変更はないのか」との質問に対し、執行部からは「特殊勤務手当自体の変更は無く、将来、未知の感染症等が流行した場合、これに対応する職員に対して手当が払えるように、条例の一部を改正するものである」との答弁がありました。

また、「未知の感染症等の流行で、政府対策本部が設置されたものとされているが、パンデミックに市としては、政府対策本部が立ち上がる前にもいろいろ動かなければならないと考えるが、その場合はどうなるのか」との質問に対し、執行部からは「国として、国民の生命及び健康に重大な影響を与える未知の感染症であると認定することが前提になっており、それに合わせて対策本部が立ち上がると考えているため、認定後の支給になる」との答弁のほか、「他の自治体も同様に改正をおこなっているのか、安来市独自の改正なのか」との質問に対し、執行部からは「自治体によって手法は異なるが、およそどの自治体も最終的には同様な内容になるように対応している」との答弁がありました。

次に、「陳情第 3 号 インボイス制度実施中止についての陳情書」では、委員より「インボイス制度は問題が多く、これまで免税事業者だったのが課税事業者になるこ

とによって、多大な影響をこうむるため、採択すべき」という意見や「課税の公平からみれば誰もが納税すべきで、国を維持するためには税金は必要であり、不採択だと考える」、「インボイス制度については、延期や見直しといった声がある中、この陳情は実施中止とある。実施中止についてはどうかと思う」といった意見がありました。

採択の結果「陳情第3号」は、賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上、総務企画委員長報告といたします。